

## 第2回 収容・送還に関する専門部会 議事概要

### 1 日時

令和元年11月11日（月）午前10時から午後零時まで

### 2 場所

最高検察庁大会議室

### 3 出席者（敬称略）

#### （1）収容・送還に関する専門部会

安富部会長，明石委員，川村委員，高橋委員，寺脇委員，宮崎委員，柳瀬委員

#### （2）出入国在留管理庁

佐々木長官，高嶋次長，佐藤審議官，石岡出入国管理部長，磯部審判課長，岡本警備課長，片山参事官，簾内難民認定室長，林警備調整官

#### （3）オブザーバー

国連難民高等弁務官駐日事務所 川内副代表

### 4 配付資料

#### （1）収容・送還に関する専門部会（第2回）議事次第

#### （2）論点整理（案）

#### （3）送還に関する現状

#### （4）6月以上の被収容者に関する統計

#### （5）川村委員提出資料

#### （6）野口委員提出資料

#### （7）宮崎委員提出資料

#### （8）国連難民高等弁務官駐日事務所提出資料

### 5 議事概要

部会長から，論点整理（案）が示された後，同整理（案）について委員による意見交換が行われ，追記を検討することになった。

また，出入国在留管理庁から，送還に関する現状等について説明を行った。その後，送還を促進するための措置の在り方等について，委員による議論を行った。委員から示された主な意見は，以下のとおりであった（書面による提出意見を含む。）。

○ 退去強制令書の執行に当たり，再度，「送還することができないとき」（入管法53条2項）に関する評価を行う手続をとり，被送還者が保護の対象とするべき者か否かを明確にするべき。

○ 早期に出国した場合，一定期間経過後に本邦への入国を認めるとすることにより，早期の自発的な出国を促すべき。

- 退去しない理由が相当か否かを判断することは困難である上、被送還者が飛行機等の中で護送を妨害する行為に対しては公務執行妨害罪等による対応も可能であるので、罰則を創設する必要はない。  
命令制度については、命令を発するか否かの判断が困難であることから、少なくともその判断に裁判所を関与させるべき。
- 外国人が本邦から退去しない理由は様々であり、一律に罰則を設けることは適当ではないが、退去しない理由を考慮の上、退去を命じることができるという制度を設け、併せて、命令に従わない行為に対する罰則を設けるべき。既存の刑罰（公務執行妨害罪、業務妨害罪等）での対応は困難な場合がある。
- 送還回避を目的とする難民認定申請の問題等について、難民認定の複数回申請が少なからず行われているという現状をどのように入管法61条の2の6の解釈・運用に反映していくべきかを検討等するべき。
- 難民認定申請の多くは要保護性のない者によるものという実態がある。
- 真の難民が迅速に救済されるようにするべき。
- 難民の認定や在留特別許可等の判断要素（難民不認定処分の理由を含む。）を明確化するとともに、難民の審査の迅速処理をするべき。
- 難民認定の申請をする者及び難民認定の審査をする者がより多くの情報にアクセスできるようにするべき。難民認定の申請に当たっては、専門家による援助が受けられるようにするべき。
- 退去強制令書の執行力（人・機材等）の強化、執行のノウハウの蓄積等、退去強制の実効性を高めるための方策を検討するべき。
- 諸外国のIOM（国際移住機関）送還プログラムの実施状況は参考とするべき。

以 上